

妊娠中の糖代謝異常と診断基準の統一化について

HAPO Study (N Engl J Med. 2008)をもとに、International Association of Diabetes and Pregnancy Study Groups (IADPSG) では、世界統一の妊娠糖尿病 (GDM) 診断基準を作成し提唱しました (Diabetes Care. 2010;33:676-682)。わが国でも、これと並行して日本糖尿病・妊娠学会でそれに準拠した新診断基準作成を行い、日本糖尿病学会、日本産科婦人科学会に提言してきました。

そして、2010年7月から妊娠中の糖代謝異常に関する新診断基準が使用されていますが、最後のすり合わせが不十分であったため、日本糖尿病学会の診断基準と日本産科婦人科学会、日本糖尿病・妊娠学会の診断基準に一部不一致点がありました。

このため、日本糖尿病学会と日本糖尿病・妊娠学会との間で合同委員会を立ち上げ、診断基準の統一化を検討し、両学会、および日本産科婦人科学会の三学会の合意を得て統一案を作成しました。

各学会においては、2015年8月より、改訂新診断基準を使用下さいますようお願いいたします。

2015年8月1日

日本糖尿病・妊娠学会と日本糖尿病学会との合同委員会
日本糖尿病・妊娠学会理事長 平松 祐司
日本糖尿病学会 常務理事 羽田 勝計

合同委員会委員

日本糖尿病・妊娠学会：

平松 祐司、安日 一郎、難波 光義、内潟 安子

日本糖尿病学会：

羽田 勝計、植木浩二郎、渥美 義仁、綿田 裕孝

妊娠中の糖代謝異常と診断基準

妊娠中に取り扱う糖代謝異常 hyperglycemic disorders in pregnancy には、1) 妊娠糖尿病 gestational diabetes mellitus (GDM)、2) 妊娠中の明らかな糖尿病 overt diabetes in pregnancy、3) 糖尿病合併妊娠 pregestational diabetes mellitus の3つがある。

妊娠糖尿病 gestational diabetes mellitus (GDM)は、「妊娠中にはじめて発見または発症した糖尿病に至っていない糖代謝異常である」と定義され、妊娠中の明らかな糖尿病、糖尿病合併妊娠は含めない。

3つの糖代謝異常は、次の診断基準により診断する。

診断基準

- 1) 妊娠糖尿病 gestational diabetes mellitus (GDM)
75gOGTT において次の基準の1点以上を満たした場合に診断する。
 - ①空腹時血糖値 $\geq 92\text{mg/dl}$ (5.1mmol/l)
 - ②1時間値 $\geq 180\text{mg/dl}$ (10.0mmol/l)
 - ③2時間値 $\geq 153\text{mg/dl}$ (8.5mmol/l)
- 2) 妊娠中の明らかな糖尿病 overt diabetes in pregnancy (註1)
以下のいずれかを満たした場合に診断する。
 - ① 空腹時血糖値 $\geq 126\text{ mg/dl}$
 - ② HbA1c 値 $\geq 6.5\%$
* 随時血糖値 $\geq 200\text{ mg/dl}$ あるいは 75gOGTT で 2時間値 $\geq 200\text{ mg/dl}$ の場合は、妊娠中の明らかな糖尿病の存在を念頭に置き、①または②の基準を満たすかどうか確認する。(註2)
- 3) 糖尿病合併妊娠 pregestational diabetes mellitus
 - ①妊娠前にすでに診断されている糖尿病
 - ②確実な糖尿病網膜症があるもの

註1. 妊娠中の明らかな糖尿病には、妊娠前に見逃されていた糖尿病と、妊娠中の糖代謝の変化の影響を受けた糖代謝異常、および妊娠中に発症した1型糖尿病が含まれる。いずれも分娩後は診断の再確認が必要である。

註2. 妊娠中、特に妊娠後期は妊娠による生理的なインスリン抵抗性の増大を反映して糖負荷後血糖値は非妊時よりも高値を示す。そのため、随時血糖値や75gOGTT 負荷後血糖値は非妊時の糖尿病診断基準をそのまま当てはめることはできない。

これらは妊娠中の基準であり、出産後は改めて非妊産時の「糖尿病の診断基準」に基づき再評価することが必要である。

定義の変更に関する補足解説

①「妊娠中の明らかな糖尿病」への変更

従来の「妊娠時に診断された明らかな糖尿病」を「妊娠中の明らかな糖尿病」へ変更した。HbA1cのみでは糖尿病と診断しないという日本糖尿病学会の診断基準との齟齬があり、「糖尿病と診断」という表現は妥当ではないという点が議論された。本病名はあくまで妊娠中の管理を優先するための暫定的なものであるという観点から、「診断された」という断定的表現を削除することが妥当と判断した。また、IADPSG 診断基準では” overt diabetes in pregnancy” と表記され、「診断された」という文言の削除によって、より IADPSG 基準との整合性の高いものとなった。

②「high risk GDM」について

本改定前の診断基準の註釈として定義されていた「high risk GDM」は、IADPSG 基準にその表記がなく、わが国独自のものとして定義された。この定義は、「妊娠中の明らかな糖尿病」には至らないが、GDM よりも重症の妊娠中の糖代謝異常という点と、分娩後に糖尿病に進行するリスクが高いという2つ概念を反映させたものである。後者については日本人についてもそのエビデンスが確立されつつある。一方、前者の周産期有害事象に関しては、国際的にも GDM では肥満や空腹時高血糖の方がより強い周産期予後不良のリスク因子とされ、随時血糖値 ≥ 200 mg/dl あるいは OGTT 2時間値 ≥ 200 mg/dl のみを「high risk GDM」と規定することは、周産期の一般的なハイリスク因子の概念との間に齟齬を生じさせている。そうした観点から本表記を削除することとした。しかし、現時点では、本病名が保険診療の血糖自己測定 (SMBG) の適応病名として採用されているため、今後の保険診療における SMBG 適応拡大までの当面、「high risk GDM」という表記は保険病名として引き続き使用する。